

と き 令和 6 年 7 月 24 日

ところ 国保連合会10階 A 会議室

令和 6 年度

第 2 回

理事会

議事録

令和6年度第2回理事会
役員定数 30名【理事25名 監事4名 欠員1名】

1 開催日時 令和6年7月24日（水）
開 会 午後1時53分
閉 会 午後2時56分

2 開催会場 本会 10階A会議室

3 議事録署名人 議長 佐藤 広
理事 入澤 幸

4 出席者 理事 25名（本人6名、書面出席19名）
監事 4名（本人2名、監事代理2名）

特別区代表

山本	理事	（中央区長）	書面出席	井山	保険年金課副参事
鈴木	理事	（大田区長）	書面出席	吉村	国保年金課課長補佐
長谷部	理事	（渋谷区長）	書面出席		
高際	理事	（豊島区長）	書面出席	梅本	国民健康保険課長
山田	理事	（北区長）	書面出席	茅根	国保年金課長
坂本	理事	（板橋区長）	書面出席	浅子	国保年金課長
前川	副理事長	（練馬区長）	書面出席	山崎	国保年金課長

市町村代表

高野	理事	（府中市長）	書面出席		
小林	理事	（小平市長）	書面出席	尾崎	保険年金課長
池澤	理事	（西東京市長）	書面出席	後藤	保険年金課長
松原	理事	（狛江市長）	書面出席	加藤	保険年金課長
山崎	理事	（武蔵村山市長）	書面出席	並木	保険年金課長
阿部	副理事長	（多摩市長）	書面出席	河島	保険年金課長
吉本	理事	（檜原村長）	書面出席	野口	村民課長
渋谷	理事	（小笠原村長）	書面出席		

国民健康保険組合代表

依田	理事	（全国土木建築国民健康保険組合専務理事）			
鵜飼	副理事長	（東京食品販売国民健康保険組合理事長）			
		書面出席	古賀	専務理事	
鈴木	理事	（東京美容国民健康保険組合理事長）			
		書面出席	三浦	事務局長	
矢吹	理事	（東京都弁護士国民健康保険組合理事長）			
		書面出席	伊東	副理事長	
蓮沼	理事	（東京都医師国民健康保険組合常務理事）			
		書面出席			
池田	理事	（東京建設職能国民健康保険組合理事長）			

学識経験者

佐藤	理事長
桃原	専務理事
水田	常務理事

監 入 澤 理 事（公益財団法人特別区協議会常務理事）
 事 酒 井 監 事（中 野 区 長） 監事代理 宮 脇 保険医療課長
 田 村 監 事（日の出町長） 監事代理 谷 合 町民課長
 伊 賀 監 事（東京都薬剤師国民健康保険組合理事長）
 副 島 常勤監事

5 欠 席 者 0 名

6 欠 員 理 事 1 名

理 事 出 欠 表

出席者	本人		8
	書面	持参	15
		郵送	4
計（ア）			27
欠席者			0
合計（イ）			27
出席率（ア）／（イ）			100%
欠員			1

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議事録署名人指名	2
4. 議 事	
報告事項	
1 監事の監査について	3
2 理事の専決処分について	3
3 東京都国民健康保険団体連合会第3次経営計画について	4
4 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について	5
議決事項	
1 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会事業報告について	6
2 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について	6
3 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出決算について	6
4 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6
5 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6
6 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算について	6
7 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出決算について	6
8 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6

9	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算について	6
10	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特別会計歳入歳出決算について	6
11	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出決算について	6
12	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について	12
13	東京都国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について	14
14	損害賠償請求事件（令和3年（ワ）第33792号）に係る和解について	15
15	東京都国民健康保険団体連合会理事の選任について	17
16	東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について	17
17	通常総会の招集について	18
5.	閉会	19

開 会（午後 1 時53分～）

○事務局 お待たせいたしました。定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから令和 6 年度第 2 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事25名の御出席を得ており、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本年 2 月の総会におきまして新たに役員となられた方を御紹介申し上げます。

理事といたしまして、東京建設職能国民健康保険組合理事長・池田壮様。

○国民健康保険組合理事 よろしく申し上げます。

○事務局 同じく理事といたしまして、東京美容国民健康保険組合理事長・鈴木義則様。

本日は、三浦事務局長が代理で御出席されております。

○国民健康保険組合理事代理 よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、本年 4 月の書面総会におきまして新たに役員となられた方を御紹介申し上げます。常勤監事として、副島建様でございます。

○常勤監事 よろしく願いいたします。

○事務局 本日の理事会では、事務局からの説明を含めまして今後の発言は着座にて行わせていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長から御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 どうも皆さん、こんにちは。開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御多用の中、本理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃から本会の事業運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

はじめに、国保を取り巻く情勢について若干お話をさせていただきたいと思います。厚生労働省が今月 3 日に、これまで被用者保険の適用拡大を検討してきました厚生労働省の

有識者会議の議論の取りまとめを報告されました。これは社会保障審議会医療保険部会で報告されたところでございます。その議論の中で国保の関係者からは、適用拡大に伴って、御案内のとおり国保が抱えております構造的な課題といたしますか、高齢化なり低所得層、この適用拡大が一層課題を拡大していく、国民皆保険制度、国保制度の存立そのものを脅かす、大変影響があるということで、その辺の問題意識から、慎重な検討をしてほしいと求める意見が多数出されております。

今後は適用拡大の具体案の議論が部会で進められるということを聞いております。本会といたしましても、引き続き保険者の皆様からの御示唆をいただきながら、国保中央会と連携いたしまして、国保側の問題意識をしっかりと伝えていく、そのような対応、これを最重要課題として取り組んでいきたいと考えております。

さて、本日は、令和5年度の事業報告及び決算等を御審議いただくわけでございますけれども、昨年度、本会では、時代の変化に対応して、保険者業務をこれまで以上に支援していくために、第3次経営計画を1年前倒しして刷新し、次の時代を見据えた新たな「TKR—Vision」を策定いたしました。このVisionに基づきまして、一層の業務の効率化を図りますとともに、DX改革をはじめとする社会情勢の変化にも的確に対応した事業運営を行ってまいり所存でございます。

また、このVisionにおける最重要方針であります審査支払機能に関する改革工程表への対応でございますが、今般、第一段階の対応といたしまして、国保総合システムのクラウド化を実施し、本年3月から本稼働しております。こうした各種事業の状況報告など、本日の理事会ではかなり議題を提出させていただいております。十分な御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録についてですが、規約第37条に基づきまして、議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、公益財団法人特別区協議会の入澤幸様をお願いいたします。どうぞ

よろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、早速、議事に入ります。恐れ入りますが、お手元の議案書 2－1 の目次をお開き願います。

御覧のとおり、報告事項は監事の監査について外 3 件、議決事項は令和 5 年度事業報告についてから、通常総会の招集についてまで 17 件の議題につきまして御審議をいただきます。

それでは、議案書により報告事項から議事を進めてまいります。はじめに、報告事項 1、「監事の監査について」を議題といたします。

本件につきましては、去る 7 月 5 日に令和 5 年度決算に係ります監事監査が行われたので、その結果を御報告いただくものでございます。

それでは、常勤監事から御報告をお願いいたします。

○常勤監事 それでは、私から、令和 6 年 7 月 5 日に実施いたしました監査につきまして御報告いたします。恐れ入りますが、議案書の 2－1 の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

令和 5 年度東京都国民健康保険団体連合会の活動について、本会規約第 42 条に基づき、事業報告書、財産目録、収支決算書及びそれらを補足する資料に基づき監査を行ったところ、単式簿記、現金主義に基づく会計基準及び本会で定めている規程等並びに国等が示しているその運用方法にのっとり、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理は、適正に管理執行されていることを認めましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの報告につきましての御質疑は、後ほど審議いただきます令和 5 年度事業報告及び各会計決算の際にあわせてお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項 2、「理事の専決処分について」を議題といたします。

本件につきましては、急施を要し、理事会を開催するいとまがなかったため、専決処分した事項につきまして御報告するものでございます。

事務局から報告いたします。

○事務局 恐れ入りますが、議案書 2—1 の 1 ページをお願い申し上げます。報告事項 2、「理事の専決処分について」でございます。おめくりいただきまして、5 ページをお願いいたします。

国民健康保険法第 86 条において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 11 日に理事長の専決処分とさせていただきましたので、御報告申し上げます。

予算補正の趣旨でございます。本件は、令和 5 年 11 月 2 日、閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護・障害福祉職員を対象に収入を 2 % 程度、月額にして 6,000 円相当を引き上げるための措置であり、本格対応となる報酬改定が行われるまでの間の対応として、令和 6 年 2 月から 5 月までの間、賃上げに必要な経費について、都道府県から事業所等に対し補助金等の交付を行う事業となります。

本会は、当該事業のうち補助金等交付額算出事務及び事業所等に対する交付額通知事務を東京都から受託し実施するため、令和 6 年度一般会計予算の補正を行ったものであります。

9 ページの事項別明細書をお願い申し上げます。左側の歳入です。3 款 1 項、委託金、介護、障害分の合計として、補正額 184 万 1,000 円、事務経費に係る東京都からの委託金の受入れとなります。

次に、右側の歳出です。3 款 1 項、事業費、介護、障害分の合計として、補正額は歳入と同額の 184 万 1,000 円です。電算委託料としての業務委託費が主なものとなります。

以上で専決処分の報告を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。御意見、御質疑がございましたらお願いいたします。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

では、御了承いただきたいと存じます。ありがとうございます。

続きまして、報告事項 3、「第 3 次経営計画について」を議題といたします。

本件につきましては、令和 5 年度の第 3 次経営計画の取組について御報告するものでございます。

それでは、事務局から報告をお願いします。

○常務理事 報告事項 3、「第 3 次経営計画について」です。お手元の資料 1—1、第 3 次経営計画令和 5 年度実績報告及び別紙、令和 5 年度総括概要をお願いいたします。

第 3 次経営計画における第 3 期実施計画の最終年度に当たる令和 5 年度の執行状況につ

いては、各計画の進捗管理を行う内部会議を定期的を開催するとともに、去る6月28日には、外部の有識者で構成する経営評価委員会を開催し、客観的な評価や助言をいただきました。

資料1―1の別紙、令和5年度総括概要を御覧いただきますと、8つの計画のうち、1ページ上段の計画No.1―1―1、審査・審査事務共助の充実のみがB評価になりました。理由といたしましては、原審査査定率0.324%の目標値を掲げましたが、新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬上の臨時的取扱いの影響もあり、実績が0.316%と下回ったためです。このほかの計画はA評価となっております。

また、第3期実施計画の総括として、令和3年度から令和5年度までの3年間の取組を資料1―2、第3次経営計画第3期実施計画実績報告書にまとめました。8ページ以降が計画別の内容となっておりますが、3年間全体で9つの計画に取り組み、A評価が24、B評価が2という結果となっております。

報告は以上でございます。

○理事長 事務局からの報告が終わりました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。特にないようですので、御了承いただきたいと存じます。

続きまして、報告事項4、「東京ほけんサポートセンターの状況について」を議題いたします。

本件につきましては、令和5年度の事業状況や決算等につきまして御報告するものでございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○常務理事 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について報告申し上げます。

東京ほけんサポートセンターについては、多様化する保険者、公益連合等、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から平成20年3月に設立いたしました。

保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後、運営状況や決算については、本会の機関会議に報告することとしております。

それでは、お手元の資料2―1をお願いいたします。令和5年度の事業報告です。

項番1、法人の運営については、社員総会を1回、理事会を5回、監事監査を2回開催

いたしました。また、毎月出納検査を実施しております。

次に、項番 2、レセプト点検事業ですが、(1)後期高齢者医療分については、資格点検で年間約157億円、内容点検で約12億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

(2)国保分の内容点検では、年間約 6 億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

次に、項番 3、特定健診の電子化事業以降については、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、項番 4 の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業と項番 5 の風しん対策受診票等に係る事業につきましても、御覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

続きまして、資料 2－2 をお願いいたします。こちらは、去る 5 月 29 日開催のサポートセンターの第 23 回社員総会議案の抜粋です。こちらにより決算状況を説明申し上げます。

はじめに、左側の令和 5 年度末の貸借対照表です。資産の部、資産合計 5 億 3,226 万 3,687 円、負債の部、負債合計 4,332 万 2,166 円、純資産の部、純資産合計で 4 億 8,894 万 1,521 円となり、借方、貸方のそれぞれの合計は 5 億 3,226 万 3,687 円となります。

続きまして、中ほどの損益計算書です。まず売上高ですが、特定健診の電子化手数料、点検業務受託料等の合計で売上総利益金額は 6 億 3,653 万 8,552 円となります。

次に、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の合計で 5 億 5,726 万 3,589 円となり、差引き 7,927 万 4,963 円の営業利益金額に営業外収益、公課費を加減算いたしました当期純利益金額は、最下段ですが、5,295 万 869 円となっております。

右側の純資産変動計算書につきましては、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。特にございませんようですので、御了承いただきたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項 1 から 11 までですが、これらは事業報告と各会計決算でございまして、それぞれ関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をお願いします。

○常務理事 議案書 2－1 を少しめくっていただきまして、11 ページをお願いいたします。議決事項 1、「令和 5 年度本会事業報告について」から、次のページ、議決事項 11、「令

和5年度本会退職金特別会計歳入歳出決算」につきましては、別冊2―2のとおり定め、総会に提案いたしたい。

それでは、別冊2―2、厚いほうの議案書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和5年度本会事業報告です。Ⅰ、運営報告です。令和5年5月には、国民健康保険法が改正され、都道府県が策定する国保の運営方針について、新たに医療費適正化や市町村が担う事務の効率化等に関する事項の記載が必須とされました。あわせて、国保連合会の基本的役割には、診療報酬請求情報等の分析等を通じた医療費適正化に努めることが明記されました。

本会では、第3次経営計画における第3期実施計画を基に審査の充実、強化等の目標達成に向けて取り組むとともに、新たに「TKR―Vision～組織成長戦略～」を策定し、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立し、保険者業務をこれまで以上に支援していくための方針を定めました。

組織面では、持続可能な組織基盤の確立を目指し、レセプト請求の原則オンライン化等を踏まえた職員定数マネジメントポリシーを策定いたしました。

財政面では、経費節減に向けた効率化を進める一方、令和6年度の手数料単価等を見直し、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う経費の増加及び手数料等収入の減少に対応いたしました。

また、近年の最重要課題である審査支払機能に関する改革工程表に基づき、第一段階の対応として、国保総合システムのクラウド化を令和6年3月に実施し、本稼働しております。今申し上げました「TKR―Vision～組織成長戦略～」の策定、職員定数マネジメントポリシーの策定、国保総合システムのクラウド化の3点については、資料3にまとめましたので、後ほど御説明申し上げます。

また、令和5年度の主な事業、診療報酬等審査支払事業、保険者事務共同処理事業、保健事業、介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業の報告内容は以下に記載のとおりですが、この事業を含め、次ページの目次にございます第1の総会及び役員会の開催、4ページから、第20のISO／IEC27001認証の維持・継続、43ページまでの事業等を実施いたしました。

それでは、先ほど申し上げましたお手元に配布しております資料3について御説明いたします。

はじめに、1 ページの「TKR—Vision～組織成長戦略～」の策定について御覧願います。

項番 1 の策定の経緯は、平成27年度から第 3 次経営計画に取り組んでまいりましたが、デジタル技術を活用した改革等、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するため、同計画を 1 年前倒して刷新し、新たな計画を策定いたしました。

項番 2 の TKR—Vision の方針等ですが、方針 1 は、審査支払機能に関する改革工程表の進捗管理を基本方針として、最重要事項に位置づけます。方針 2 は、保険制度への貢献、方針 3 は、持続可能な組織基盤の確立に令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間を計画期間として取り組んでまいります。

項番 3 の進捗管理及び推進体制については、これまでの経営計画と同様に単年度ごとに計画書を策定し、内部会議体において定期的に進捗管理を行います。また、従来同様に自己評価、内部評価、外部評価の三段構成による評価を継続するとともに、保険者の皆様に各年度の取組実績を御報告いたします。

次に、めくっていただきまして、2 ページをお願いいたします。職員定数マネジメントポリシーの策定についてです。

項番 1 の基本的な考え方は、国等が進めるレセプト請求の原則オンライン化に伴い、本会の業務量の減少が見込まれることから、職員定数を減員するとともに、今後新たに対応する事業等については、現時点で詳細が不明な点も多いため、必要最低限の体制整備を行います。また、引き続きさらなる業務改善の推進や高年齢職員の活用、人材育成等にも取り組んでまいります。

項番 2 の職員定数マネジメントポリシー（年次計画）といたしまして、策定前の計画第 4 版が上の表で、新たな計画の内容が矢印下の表になります。職員定数については、令和 6 年度から 9 年度までの 4 年間で合計 22 名を減員する内容となっております。本計画の目標達成に向け、これまで以上に効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、めくっていただきまして、3 ページをお願いいたします。国保総合システムのクラウド化への対応についてです。

政府が策定したデータヘルス改革に関する工程表においては、医療、介護の情報利活用などが推進されています。この基盤整備として審査支払機能に関する工程表に基づき、支払基金と国保連合会のシステムの共同開発、共同利用を行い、業務やシステムの効率化などを図るため、国保総合システム等の更改を進めています。

上段の四角囲いの審査支払機能に関する改革工程表に記載のとおり、審査基準の統一に向けた取組と審査支払機関システムの整合性、効率性の実現が示されております。

また、下段の四角囲いを御覧ください。令和6年の更改では、国保総合システム全体のクラウド化及び支払基金との受付領域の共同利用の実現に対応いたしました。なお、課題ですが、旧システムの構成を維持した状態でクラウド化したため、クラウド化の効果を十分に発揮することができず、当面の間、更改前と比べてシステム運用経費が増加することになりました。

また、右側の四角囲いでは、改革工程表の第二段階の対応として、支払基金との審査領域の共同利用及びクラウドサービスを活用したシステム構築を行う予定としております。これらの対応において、運用経費の圧縮を目指し、クラウドのメリットを最大限に生かすとともに、新たな技術を採用したシステムの実装など、審査領域の共同利用に向けた検討が進められております。

以上で事業報告の説明を終わります。

引き続きまして、各会計決算を説明申し上げます。

○事務局 5年度の決算につきましては、別冊2-2、厚いほうの議案書45ページ以降に各会計の決算数値を記載しておりますが、説明は本日配布してございます資料4、5年度各会計・勘定別決算概要により御説明申し上げます。

概要の1ページをお願いいたします。表の見方ですが、中央が歳入の収入済額(B)、その右が歳出の支出済額(C)、右端が決算残額となります。

一般会計の歳入は7億5,004万9,045円、予算現額に対する収入率は94.9%です。一般会計の主な収入は、国保保険者に御負担いただいている会員負担金や繰入金、繰越金となります。続いて、右の歳出は4億6,408万670円、執行率は58.7%です。主な支出は、広報宣伝費、保険事業費などとなります。

歳入歳出差引残額2億8,596万8,375円は、決算残額として6年度へ繰り越すものとなります。

以降、各会計も同様に決算残額を翌年度に繰越しいたします。

続きまして、診療報酬等審査支払特別会計業務勘定です。収入済額は135億9,009万7,199円、収入率は91.5%です。主な収入は、国保及び公費負担医療の審査支払手数料や審査支払事務に対する東京都補助金などです。支出済額は126億504万1,210円、執行率は84.9%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、電算委託管理費、積立資産へ

の積立金などで、他の会計の業務勘定も支出内容は同様となりますので、以降は割愛いたします。

次に、その下の4つの支払勘定は、保険者などから医療機関等へ本会を経由して診療報酬などを支払うもので、収入済額及び支出済額はほぼ見合いとなりまして、他の支払勘定も同様となります。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、支払勘定全体で前年度比14.7%ほど減少しており、新型コロナウイルスワクチン接種等費用や新型コロナウイルスの療養に関する公費負担が縮小、終了したことが主な要因となります。

次は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額94億9,848万3,001円、収入率は86.1%です。主な収入は、審査支払手数料や東京都後期高齢者医療広域連合からの事務委託金などです。支出済額は83億5,628万2,027円、執行率は75.8%です。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比から約5%減少しており、被保険者数が増加する一方で、新型コロナウイルスの療養に関する公費負担が縮小、終了したことが主な要因となります。

次は、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は8億1,229万7,614円、収入率は115%です。主な収入は、特定健診・特定保健指導負担金や特定健診手数料となります。支出済額は5億3,358万8,624円、執行率は75.6%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、前年度比1.4%僅かに減少してございます。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計です。収入済額は18億948万2,524円、収入率は63.7%です。主な収入は、損保会社などからの損害賠償金受入金です。支出済額は18億925万7,414円、執行率は63.7%で、主な支出は、保険者などへの損害賠償金支出金です。

2ページをお願いいたします。柔道整復施術料等支払代行業務特別会計です。収入済額は222億8,654万1,915円、収入率は81.1%です。主な収入は、保険者などからの療養費等受入金です。支出済額は222億8,605万1,269円、執行率は81.1%で、主な支出は、柔道整復施術所などへの療養費等支出金です。

次は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は17億9,193万9,749円、収入率は89.7%です。主な収入は、審査支払手数料や苦情処理支援事業に対する東京都補助金となります。支出済額は16億203万6,386円、執行率は80.2%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比4.3%増加しており、被保険者数の増加が主な要因となります。

次は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。収入済額の３億7,918万2,119円は主に給付費等審査支払手数料で、収入率は94.1%。支出済額は３億4,496万3,857円、執行率は85.6%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比約10%増加しております。障害者サービス利用者数の増加が主な要因となります。

次は、措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。収入済額の4,857万9,693円は主に措置費支払代行手数料で、収入率は103.7%。支出済額は3,172万4,661円、執行率は67.7%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、前年度比1.7%僅かに増加しております。

次は、退職金特別会計です。収入済額の３億6,761万6,041円は主に退職給付引当資産からの繰入金で、収入率は66.3%。支出済額は３億6,761万3,984円、主な支出は、退職者15名分の退職手当金と退職給付引当資産積立金で、執行率は66.3%です。

最下段の全会計勘定合計欄の歳入の収入済額は３兆7,803億8,023万6,876円、予算現額に対する収入率は91%です。支出済額は３兆7,773億3,910万4,844円、執行率は90.9%です。

３ページをお願いいたします。こちらと４ページの表は積立金の状況で、６つの積立資産を保有しております。

３ページの項番２、財政安定積立金を除く各積立資産は、国の通知により、平成26年度以降、国保連合会が保有できる積立資産として認められたものとなります。

４ページをお願いいたします。最下段、合計欄の令和６年３月31日現在の残高は130億2,288万2,549円となっております。各積立金の残高は後ほどお読み取り願います。

５ページ以降は、ただいま御説明しました各会計勘定の決算状況内訳となっております。

以上、資料４をもちまして議決事項２から11までの単式簿記を用いた決算概要の説明となりますが、次の資料５をお願いいたします。令和５年度各会計別収支計算書概要は、平成25年度に国から示された財務諸表で作成した計算数値となり、実費精算の基礎数値となります。こちらは決算の参考資料として後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、資料６となります。令和５年度財務諸表（実費精算）決算概要についてです。

１ページをお願いいたします。上段１、財務諸表作成及び実費精算の経緯についてはお

読み取りいただき、下段２、実費精算額算出までの流れから説明いたします。まず、実費精算とはですが、国の示した財務諸表による決算の結果、譲与が生じた場合はその額を翌年度に徴収する手数料の額から控除することで、本会が法人税の納付義務から除外されることを言います。

下段のイメージ図の左側の単式簿記の歳入歳出決算書を基に、図の中央で国が示した収支計算書と右の判定表により実費精算の判定をいたします。

次の２ページは、この流れに基づき計算した結果となりまして、上段の収支計算書で当期収支差額を算出しまして、下段で国が示した判定表を用いて譲与の有無を判定した結果となります。５つの特別会計においてマイナス表示となり、すなわち譲与が生じず、実費精算が発生しない結果となりました。

資料の６の説明は以上となりますが、最後に資料７、５年度決算一般会計及び各特別会計業務勘定の合計では、各会計勘定の主な項目を集約した参考資料となります。

以上で議決事項２から１１の決算報告を終わります。

○理事長 御苦労さまです。事務局説明が終わりました。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項の１から１１は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項１２、「令和６年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議決事項１２、「令和６年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。議案書２－１の１３ページから１７ページに歳入歳出予算補正を載せておりますが、本日これらの内容を集約いたしましたものを資料８として配布してございます。表題は、令和６年度歳入歳出予算補正の概要でございます。こちらの資料の説明をもって、議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料８をお願いいたします。予算補正の内容は２点ございます。提案の趣旨とあわせて説明申し上げます。

まず１点目は、国庫補助金の返還でございます。これは昨年度の令和５年度に概算交付

された70歳代前半の国保前期高齢者に対する医療機関等窓口での1割負担軽減特例措置、いわゆる指定公費負担医療等に対する国庫補助金の精算に伴い、精算額を国庫へ返還するため、予算補正を行うものであります。

2点目は、東京都における妊婦健康診査のうち、超音波検査に係る公費負担回数の拡大への対応でございます。今般行われました妊婦健康診査の公費対象拡大に際しまして、実施主体であります区市町村へ東京都が経費の補助を行います2回目以降の超音波検査のデータの集計及び作成する帳票へ必要となる情報の出力などに令和7年度から対応するように東京都からの補助金を受け入れて、システム改修を行うため、予算補正を行うものであります。

2点ともに診療報酬等審査支払特別会計業務勘定の予算補正となります。

下の表を御覧願います。補正内容、予算補正額をまとめたものでございます。横軸①の国庫補助金の返還では、歳入、6款1項1目、繰越金を、歳出では、8款2項1目、償還金及び還付金をそれぞれ増額し、補正額は104万6,000円となります。

続きまして、横軸②の東京都における妊婦健康診査のうち、超音波検査に係る公費負担回数の拡大では、歳入、4款1項2目、電算システム補助金を3,300万円増額し、同じく歳入の5款2項2目、減価償却引当資産繰入金を3,300万円減額して、予算の組替えを行います。

恐れ入りますが、ここでお手元の資料9を御覧願います。これは国の通知により、国保連合会に対して定められた財務諸表の1つ、収支補正予算書でございます。こちらは単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外左上に会計名称を載せてございます。

恐れ入りますが、5ページ目の診療報酬等審査支払特別会計を御覧願います。表の左から2列目、当初予算額を、その右側1つ飛ばしまして、補正額（7月）として、ただいま上程しました補正予算をそれぞれ科目ごとに当てはめたものとなっております。

大変恐縮ですが、ここでページをお戻りいただきまして、1ページ目を御覧願います。こちらには、先ほどの報告事項2、理事の専決処分にて、総務部長から説明申し上げました4月に行った一般会計の補正予算を載せてございます。内容につきましては、先ほどと重複いたしますので、説明を割愛させていただきたく、後ほど御覧いただければと存じます。

以上、議決事項12、歳入歳出予算補正の説明を終わります。

○理事長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項12は原案のとおり決定いたします。

次に、議決事項13、「規約の一部を改正する規約について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、薄いほうの議案書2—1、19ページをお願い申し上げます。議決事項13、「本会規約の一部を改正する規約について」でございます。

提案の趣旨です。こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に伴い、規約の一部を改正するものでございます。

これまで、厚生労働省令にて「厚生労働大臣が定める」とされていた事項について、こども家庭庁の設置に伴い、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める」事項に改正されたため、各庁の長が定めるものは命令と呼ぶことから、従来の省令から命令に改正されたものがございます。今般、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が省令から命令に改正されております。本会規約において、当該省令名称を引用していることから、一部改正を行うものであり、総会の議決を求める必要がございます。

21ページの新旧対照をお願いいたします。上段が改正案、下段が現行でございます。省令を命令に改正するものでございます。

附則です。都知事の認可を受けた日から施行するものでございます。

以上で議決事項13の説明を終わります。

○理事長 ありがとうございます。何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項13は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項14、「損害賠償請求事件に係る和解について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入ります、23ページをお願い申し上げます。議決事項14、「損害賠償請求事件に係る和解について」でございます。

提案の趣旨です。本会が係争中の事件において和解をするため、国民健康保険法第86条において準用する同法第27条第1項第7号の規定により、総会の議決を求める必要がございます。

25ページをお願い申し上げます。1、概要です。訴えを起こした原告Aは本会元職員で、既に退職しております。対して被告となるのは、まず被告Bとして、こちらは東京都からの出向職員で、当時、本会課長職として勤務しておりました。次に、本会も安全配慮義務違反並びに使用者責任を問われ、被告として訴状を受けております。

状況ですが、原告Aは、係長として配属された部署で、配属後から約半月後の4月半ばから、上司である課長の被告Bとの関係に苦痛を感じるようになったと主張しており、その後、病気休職期間を経た後、退職いたしました。

2、訴状及び主な争点です。原告Aは、被告Bに対してパワーハラスメントによる不法行為責任として、本会に対しては、被告Bのパワーハラスメントに対する使用者責任として、または原告との雇用契約に付随する安全配慮義務違反として、これらを合わせ1,402万7,559円に加え、遅延損害金の支払いと訴訟費用の負担を求めるというものです。

主な争点・主張ですが、原告Aからは2点ございました。①として、被告Bによるパワーハラスメント及び本会の安全配慮義務違反並びに使用者責任を問うもの。②として、職場復帰に向けた適切な対応の欠如。

これに対し被告Bは、パワーハラスメントに係る事実を否認しており、本会の主張は、①として、パワーハラスメントに係る事実は不知もしくは否認。これは当時、関係者にヒアリングを行いました。原告Aが主張する状況を認識している職員は存在しなかったことによります。②として、原告Aは病休を取得しましたが、原告Aからの申入れを踏まえ、職場復帰に向けては適切な対応をしており、原告Aの主張は認められないというものです。

3、訴訟の経緯です。原告Aの退職後である令和4年1月に訴状が到着いたしました。その後、令和4年2月から令和6年3月までの間、裁判に必要な準備書面を原告A、被告B、本会の3者からそれぞれ裁判所に複数提出を行いました。

26ページをお願い申し上げます。この間、令和5年10月に裁判所から、それまで提出された準備書面を基に1回目の和解案の提示を受けました。和解案の内容としては、被告Bに対して、原告Aに対する業務上必要かつ相当な範囲を超えた行動を行ったとまでは認定

できない。本会に対しては、原告Aに対する安全配慮上の責任を認める余地はないとは言えない。原告Aの病気休暇取得について因果関係を認める余地もないとは言えない。ついては、本会に対して解決金として200万円の支払いを求めるというものでした。

この和解案に対しまして、本会では、原告Aの主張するような事実を確認することができなかったため、裁判所の提示する和解案について容認せず、その後、令和6年4月に証人尋問が実施されることとなりました。この証人尋問を経て、令和6年5月に裁判所から2回目の和解案の提示を受けましたが、1回目の和解案から大きな変更はございませんでした。

4、和解案の内容です。①被告連合会は、原告Aに対して解決金として200万円の支払義務のあることを認めるというものでございます。以下の内容については、お読み取りをお願いいたします。

本会といたしましては、この2回目の和解案の提示を受けまして、既に主張が出尽くしていること、裁判所の和解案はこれまでに提出された準備書面に加え、4月に行われた証人尋問の結果も踏まえたものであること、本会顧問弁護士の見解において、この時点での和解案は判決を求めたとしても同等の内容となる可能性が高く、さらに、高裁へ上告した場合でも同様であることが示されていることなどの理由から、これ以上の追加負担の懸念も含めて、早期の結審が最善策であると判断し、これらを総合的に判断した結果、和解案の容認について本理事会に上程するものでございます。

本日、理事会で御承認が得られましたら、7月31日に開催を予定している総会において同議案を上程し、その議決をもって、8月下旬に和解する方向で進めてまいりたいと考えております。

なお、本会が安全配慮義務違反を問われるという事態を招くことになった経営上の責任として、理事長、専務理事、常務理事の3名については、報酬から10分の1、1ヵ月分を自主返納いたします。保険者の皆様には多大なる御心配と御迷惑をおかけすることになり、深くおわび申し上げます。今後は再発防止の徹底に努めるとともに、職員への指導や評価の記録を強化してまいります。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○理事長 本件につきましては、私からも一言申し添えさせていただきます。

保険者の皆様方には、大変御心配と御迷惑をおかけすることになり、深くおわび申し上げます。今後は、今事務局からの説明にもありましたけれども、再発防止

の徹底に努めまして、職員一丸となって信頼回復に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項14は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項15、「理事の選任について」及び議決事項16、「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」、これらは関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、27ページをお願い申し上げます。議決事項15、「理事の選任について」でございます。

提案の趣旨です。理事に欠員が生じているため、総会において選任を求めるものでございます。

前港区長・武井雅昭氏におかれましては、本年6月27日に御退任されたことに伴い、本会理事に欠員が生じております。このため、特別区を代表する理事1人につきまして、本会規約第21条の2の規定に基づき、総会におきまして選任いただきたいというものでございます。

29ページをお願い申し上げます。後任の理事候補者につきましては、本会規約に定めます選挙区でございます特別区から、港区長・清家愛氏の御推薦を頂戴しております。

なお、新たに御就任される理事の任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和8年7月31日まででございます。

続きまして、31ページをお願い申し上げます。議決事項16、「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」でございます。

提案の趣旨です。委員に欠員が生じているため、委員を委嘱するものでございます。

おめくりいただきまして、34ページに事業計画及び予算に関する委員会の設置要綱を載せてございます。理事の欠員に伴い、現在欠員となっております委員会委員を理事長が委

囑するに当たりまして、委員会設置要綱第二の規定に基づき、理事会の同意を頂戴するものでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして33ページをお願い申し上げます。事業計画及び予算に関する委員会における特別区保険者を代表する委員1人といたしまして、港区長の清家愛氏を理事の皆様の御同意を得て、理事長から委嘱したいというものでございます。

なお、委員の委嘱の同意につきましては、本来であれば、総会におきまして理事に選任された後に理事会を開催し、同意を頂戴するところでございますが、本日、皆様がお集まりでございますので、本理事会におきまして、あらかじめ御了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、理事と同様に前任者の残任期間でございます令和8年7月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

○理事長 本件2件ございますが、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定いたします。

次に、議決事項17、「通常総会の招集について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、35ページをお願い申し上げます。議決事項17、「通常総会の招集について」でございます。

第153回通常総会を令和6年7月31日水曜日午後2時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 原案のとおり通常総会を開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案どおり決定することいたします。

議決事項は全て終了いたしました。先般行われました令和6年度税制改正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○常務理事　ここで少しお時間を頂戴いたしまして、机上に配布しております追加資料、令和６年度税制改正における国保連合会の対応等について触れさせていただきます。

はじめに、目的及び経緯ですが、国保連合会は、審査支払機能に関する改革工程表における審査支払システムの共同開発、共同利用等、大規模なシステム開発に要する財源を計画的に積み立てていくことが必要であるため、法人税法で規定されている連合会の積立資産の積立上限撤廃に向けて、審査支払事業を法人税の課税対象から除外するよう、昨年６月に令和６年度税制改正要望を提出しておりました。

その後、診療報酬審査支払事業等の一定の要件に該当するものは、法人税の課税対象から除外することが国から示されました。これにより、積立資産に設けられていた上限等の制約が撤廃され、将来に必要な財源が積立可能な仕組みになりました。

なお、追加資料、別紙、令和６年４月１日付の厚生労働省国保課長通知により、税制改正の大綱と同内容が改めて示されたとともに、本件に係る具体的な取扱い等を追って示す予定と周知されました。

今後の対応については、８月以降に発出される予定の厚生労働省通知により、本会の規定等の改正及び令和６年度予算補正等について、関係する法令及び本会の規約等に基づき、適切に対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○理事長　本件、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件につきましては、７月３１日の総会でも御説明をさせていただく予定であります。

閉　　会（～午後２時５６分）

○理事長　以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。皆様方には大変慎重な御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして理事会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。